



平成21年4月1日施行

# 平塚市景観計画・景観条例



『湘南ひらつかの海と緑と歴史を活かす美しいまちなみづくり』

～景観要素を支える豊かな人間性と地域文化の形成～

景観法、景観計画、景観条例の一体的な運用による多面的な景観づくりの取組みを進めながら、平塚らしい良好な景観を保全・活用・創出していくことをめざします。

## ●景観法●

景観法は、日本で初めての景観に関する総合的な法律です。良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国などの責務を明らかにしています。

また、良好な景観形成のための具体的な規制や支援などについて定めています。

## ●平塚市景観計画●

平塚市は、豊かな自然、長い歴史のなかでつくられてきたまちの姿、人々の暮らしが彩るまちの表情など、魅力的な景観に恵まれたまちです。平塚市景観計画は、このような多様な景観の良さを、多くの取組みから、より魅力的に伸ばしていこうという計画です。

本市の景観を「自然」「眺望」「歴史」「都市」「生活」の5つの系統に分類し、さらに17の景観類型とそれを特徴づける70の景観要素に整理しました。これらの景観類型や景観要素の特性をいかした景観づくりを進めることで、平塚らしい景観が創出できるようにしています。

取組みについては、①景観法のしくみを活用し、景観に与える影響の大きい行為について届出制度による良好な景観づくりを進めること、②景観づくりを先導的に進めていく景観重点区域の取組みを始め、地域の特性をいかした景観づくりを進めること、③景観づくりの方向性や関連情報をまとめた景観要素シートを活用し、一人ひとりが景観づくりの活動を積み重ね、身近な景観要素から景観づくりを進めること、この3つを景観づくりの柱にしています。

## ●平塚市景観条例●

平塚市景観条例は、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的とし、景観法の規定に基づく手続や、良好な景観づくりを進めるための市・市民・事業者の責務、景観重点区域の指定、景観審議会の設置などを定めています。

また、建築物の新築などを行う場合に事前協議が必要なことを定めています。



編集・発行：平塚市まちづくり政策課

〒254-8686 平塚市浅間町 9-1

電話 0463-21-8781

FAX 0463-23-9467

URL <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>

# 平塚市景観計画

## ● 平塚市景観計画の全体像

基本事項

序章 改定にあたり

第1章 景観計画の基本的考え方

第2章 景観特性

目標  
と  
基本方針

第3章 景観づくりの基本目標と基本方針

テーマ

湘南ひらつかの海と緑と歴史を活かす美しいまちなみづくり  
～景観要素を支える豊かな人間性と地域文化の育成～

基本目標

自然系

眺望系

歴史系

都市系

生活系

基本方針

〔景観類型〕

〔基本方針〕

平塚市景観計画  
の体系

市全域

景観法の  
しくみを  
活用する

※景観法  
第8条  
第2項  
関連

第4章 市全域で進める景観づくり

1. 景観計画区域
2. 良好な景観の形成に関する方針
3. 良好な景観の形成のための  
行為の制限に関する事項

- (1) 景観形成基準
- (2) 届出の対象

景観法に基づく  
届出制度

4. 景観上重要な建造物の指定の方針
5. 景観上重要な樹木の指定の方針
6. その他の事項

- (1) 景観上重要な公共施設  
の整備等に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示等に関する事項

景観づくりの展開

● 景観ガイドラインに基づく誘導（建物用途別／景観重点区域）

● 景観要素シートをいかした景観づくり

平塚らしい良好な景観づくりの実現

地域別  
景観要素別

景観づくり  
の取組みを  
育てる

一つひとつの  
景観要素の  
良さを磨く

第5章 地域で進める景観づくり

1. 景観重点区域の景観づくり

- ① 海へのシンボル軸
- ② 都市のシンボル軸
- ③ 歴史軸

景観条例  
に基づく  
届出制度

2. 地域の個性をいかした  
多様なしくみの活用による景観づくり
- (1) 住民による地域の景観計画の提案制度
  - (2) 身近な生活空間から始める景観づくり
  - (3) その他の多様なしくみ  
を活用した景観づくり

第6章 景観要素から進める景観づくり

第7章 景観づくりの推進

景観づくり  
の推進

1. 推進体制の整備

- (1) 推進体制
- (2) 審議機関等の設置
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4) 協働の体制づくり

2. 景観づくりの推進

- (1) 景観づくりアクションプラン  
推進

- (2) 市民・事業者の  
景観づくりへの  
支援

- (3) 公共事業等による  
先導的な景観づくりの  
推進

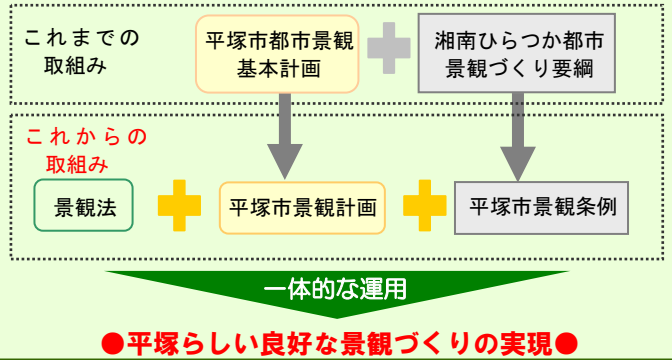
背景

本市では、都市景観の形成を図る指針として、平成3年度に「平塚市都市景観基本計画」策定、平成5年度に「湘南ひらつか都市景観づくり要綱」を施行し、景観行政を進めてきました。平成16年6月に「景観法」が制定し、地方自治体が、法的根拠を持って景観行政を推進することが可能となり、本市においても、これまでの計画を見直しながら、法に基づく諸制度を活用した景観計画を策定しました。

2 改定の要点

以下の3点を要点に計画の改定を行いました。

- (1) 市の景観特性の把握、整理を行うこと
- (2) 計画に法的根拠を持たせること
- (3) 景観づくりの基本計画をめざすこと

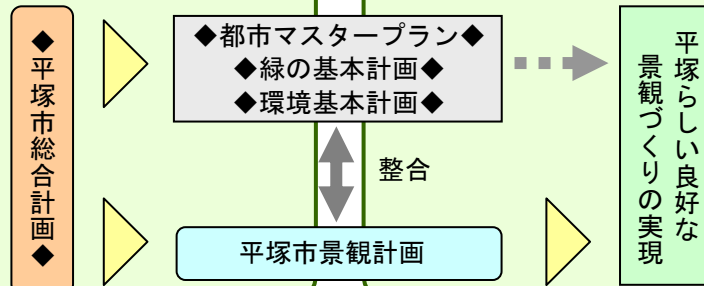


目的

景観計画は、平塚らしい景観づくりを総合的かつ計画的に進めていくための目標や方針、推進方策などを明らかにし、市民・事業者・行政が、協働により良好な景観づくりを実現することを目的とします。

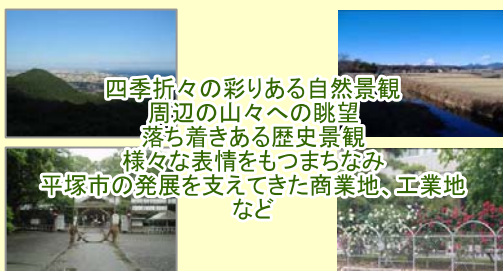
2 位置づけ

この計画は、本市の景観づくりの基本計画です。平塚市総合計画に即し、都市マスタープラン、緑の基本計画などに整合するものであり、本市の景観づくりに関する総合的な方策を示したものと位置づけます。



多様な景観特性を3つの視点から整理

- ◇自然地形の目鼻立ちを特徴づける景観
- ◇平塚市の成り立ちの表れた景観
- ◇人々の活動が彩る暮らしの景観



多面的な景観づくりによる平塚らしい景観の実現



景観づくりの基本的テーマは、これまで進めてきた平塚市都市景観基本計画のテーマを継承します。そして、本市景観類型ごとに基本方針を設定しています。この各類型を特徴づけている様々な要素を、70の景観要素として整理し

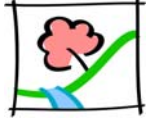
計画の

＜メインテーマ＞ 湘南ひらつかの海と
＜サブテーマ＞ ～景観要素を支え

基本目標

自然地形の目鼻立ちを特徴づける景観

【自然系】



海、山、川など恵まれた自然景観の保全と創出

【眺望系】



市内外への多様な眺望の保全と活用

【歴史系】



多様

景観類型・景観要素と景観づくりの基本方針

＜丘陵地景観＞

【基本方針】

- 地形の特徴を際立たせる斜面林の緑が連続した丘陵地景観を保全します。
○里山と谷戸田が一体となった四季の彩りある丘陵地景観を保全します。

【景観要素】



＜山々への眺望景観＞

【基本方針】

- 高麗山や富士山、大山や丹沢連峰など、市内外の山々への多彩な眺望を保全します。

【景観要素】



＜平塚市を代表＞

【基本方針】

- 都市の記憶を紡ぎ、歴史景観を保全

【景観要素】

＜田園景観＞

【基本方針】

- 丘陵地の斜面林や周辺の山並みと一体となって、四季折々の豊かな表情を持つのびやかな田園景観を保全します。

【景観要素】



＜湘南平からの眺望景観＞

【基本方針】

- 季節や時間の経過に応じて、豊かに表情の移ろう湘南平からの眺望を保全します。

【景観要素】



＜身近な歴史景＞

【基本方針】

- 地域の個性を特徴す。

【景観要素】

＜河川景観＞

【基本方針】

- 河川本来の個性をいかし、遠景の山並みや沿川の植栽・まちなみなどと調和した河川景観を創出します。

【景観要素】



＜海岸景観＞

【基本方針】

- 海や空を感じることで開放感ある海岸景観を保全・創出します。

【景観要素】



＜緑の景観＞

【基本方針】

- 地域の個性と四季を彩る緑の景観を保全・創出します。

【景観要素】



＜鉄道景観＞

【基本方針】

- 平塚市を印象づける景観として、東海道本線及び東海道新幹線沿線の景観特性をいかした車窓景観を創出します。

【景観要素】



＜道路景観＞

【基本方針】

- 沿道の地域特性とします。

【景観要素】



＜商業地景観＞

【基本方針】

- 地域の個性をいか創出します。

【景観要素】

の景観特性を5つの系統に分類し基本目標を設定しています。さらに、基本目標の下に景観類型を17種類に分類し、しています。

## 緑と歴史を活かす美しいまちなみづくり る豊かな人間性と地域文化の育成～

### 平塚市の成り立ちの表れた景観

な歴史景観の  
保全と活用

#### する歴史景観

平塚市の成り立ちを伝える風格あ  
します。



#### 観

づける身近な歴史景観を保全しま



調和した個性ある道路景観を創出



した、にぎわいとるおいのある商業地景観を



#### 【都市系】



うるおいある  
美しいまちなみの形成

#### 〈住宅地景観〉

##### 【基本方針】

○地域の特性に応じた落ち着いたうるおいのある住宅地景観を保全・創出します。

##### 【景観要素】



#### 〈工業地景観〉

##### 【基本方針】

○市民に親しみやすいうるおいある工業地景観を創出します。

##### 【景観要素】



#### 〈公共施設景観〉

##### 【基本方針】

○大規模な公共施設においては、平塚市の顔として風格あるシンボル性の高い公共施設景観を創出します。  
○地域の拠点となる公共施設においては、地域の顔として親しまれる公共施設景観を創出します。

##### 【景観要素】



### 人々の活動が彩る暮らしの景観

#### 【生活系】



暮らしを彩る  
快適な生活環境の形成

#### 〈暮らしの景観〉

##### 【基本方針】

○地域住民の日常的な取組みが支え、日々の暮らしの中ではぐくんでいく、暮らしの景観づくりを進めます。  
○祭事やイベントなど、地域に暮らす人々の活動が創出する、季節感のある豊かな表情を持った暮らしの景観づくりを進めます。

##### 【景観要素】



#### 〈ゆとりの景観〉

##### 【基本方針】

○周辺と調和し、周囲の魅力を高める広告物や公共サイン、パブリックアートなどの景観要素が創出する、ゆとりの景観づくりを進めます。

##### 【景観要素】



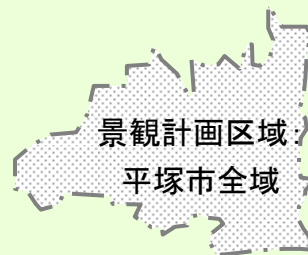


市全域の良好な景観の形成に関する方針と、市全域で共通して守るべき基準を設け、景観に与える影響の大きい行為について届出制度による実効性の高い取組みを行います。また、景観上重要な建造物や樹木を保全し、景観づくりにいかしていくための方針などを定めます。

市全域で進める景観づくりは、景観法第8条第1項の規定による景観計画として位置づけます。

**1 景観計画区域 (景観法第8条第2項第1号関係)**

市全域を法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域として定め、景観づくりを進めます。

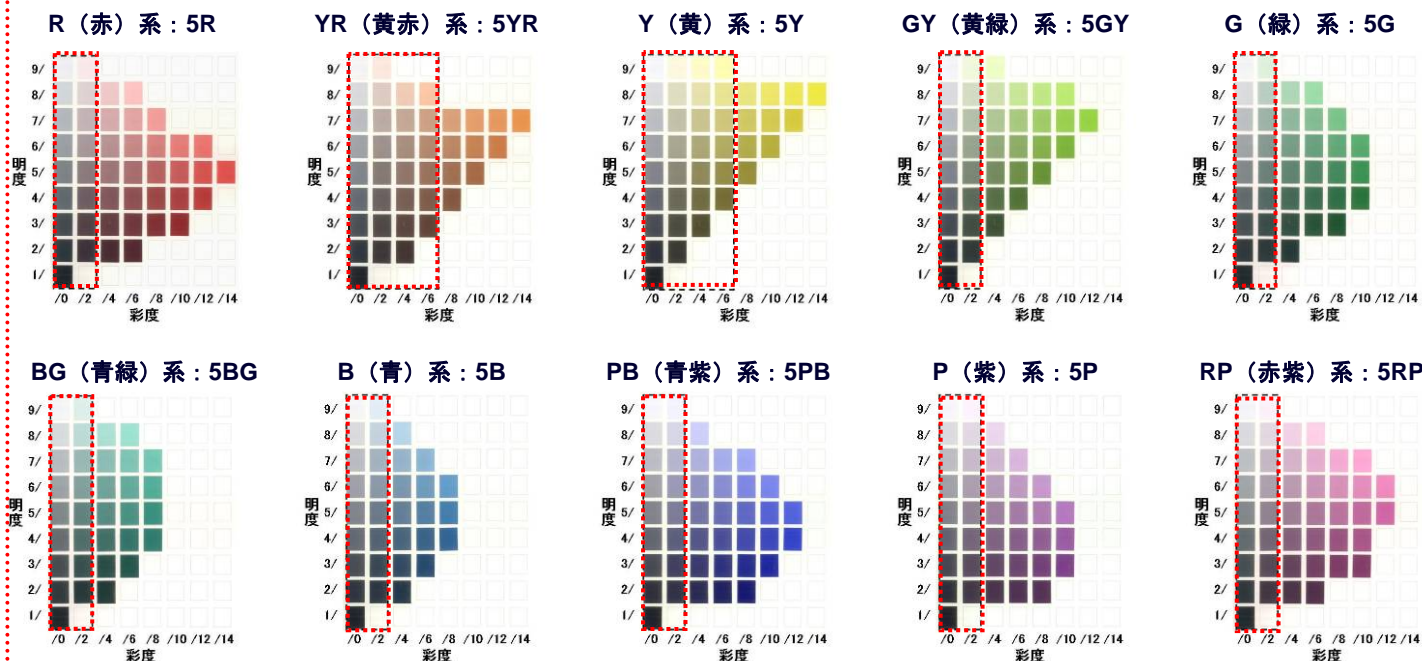


**2 良好な景観の形成に関する方針 (景観法第8条第2項第2号関係)**

景観類型ごとの景観づくりの基本方針を、法第8条第2項第2号に基づく良好な景観の形成に関する方針として位置づけます。

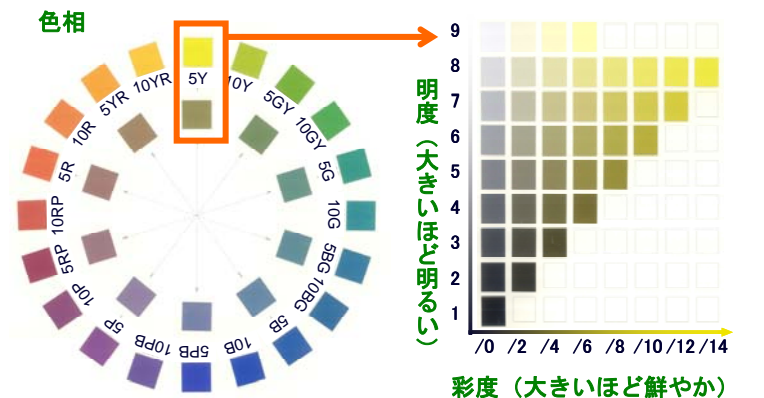
平塚市における色彩共通基準例

※各色相の点線枠内が基準となっています  
※印刷のため、実際の色彩とは若干異なります



**【参考】**  
「色」の表し方 (マンセルカラーシステム)

※色彩を表すための尺度のひとつで、JIS (日本工業規格) に採用されている国際的なものです。一つの色相を「色相 (色あい)」「明度 (明るさの度合い)」「彩度 (鮮やかさの度合い)」という3つの尺度の組み合わせで表現します。



# 3

## 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関係）

### ① 景観形成基準

法第8条第2項第3号に基づき、市全域で共通して守るべき景観づくりの基準と景観類型別の景観づくりの基準を定めます。

#### 【共通基準】

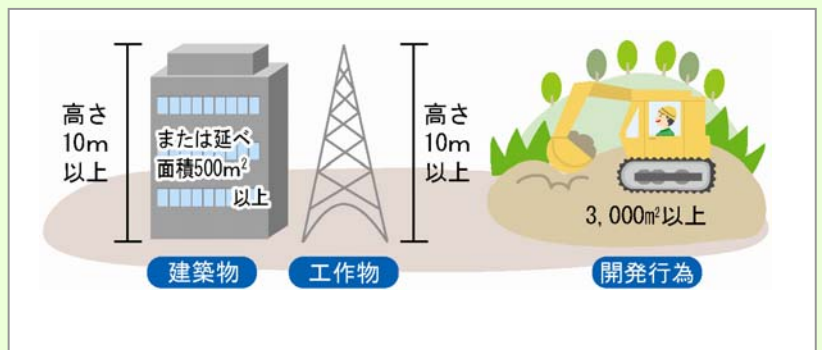
土地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地形や敷地の樹木などの保全・活用に配慮すること。</li> <li>敷地内の緑化に努めること。</li> <li>道路などに面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かなうまいある「みちすじ」景観の形成に努めること。樹種は、周囲の街路樹などとの連続性に配慮すること。</li> <li>敷地の角地は、シンボルツリーの設置やオープンスペースの確保など、ゆとりある「まちかど」景観の形成に努めること。</li> </ul>				
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺のまちなみとの調和や山並みへの眺望に配慮した配置や規模、デザインに努めること。</li> </ul>				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色を使用しないこと。</li> <li>建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、「マンセル色表系」による分類で、下表とおりとすること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>YR から 5Y までの色相（5Y を含む）</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>R、5Y から 10Y（5Y を含まない）、GY、G、BG、B、PB、P、RP の色相</td> <td>彩度 2 以下</td> </tr> </table> <p>注1) 見付面積の5分の1以下のアクセント色はこの限りではない。          注2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではない。          注3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広告物や看板の色彩は、原色や突出色を避け、彩度の低い落ち着いたものとするよう努めること。</li> </ul>	YR から 5Y までの色相（5Y を含む）	彩度 6 以下	R、5Y から 10Y（5Y を含まない）、GY、G、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下
YR から 5Y までの色相（5Y を含む）	彩度 6 以下				
R、5Y から 10Y（5Y を含まない）、GY、G、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下				
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺のまちなみに配慮した配置や規模、デザインに努めること。</li> <li>露出する場合は、周囲を遮へい効果のある植栽などで囲むよう配慮すること。</li> </ul>				
広告物・看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力規模を抑えるよう心がけること。</li> <li>周辺のまちなみとの調和に配慮した配置やデザインに努めること。</li> </ul>				

#### 【景観類型別基準】

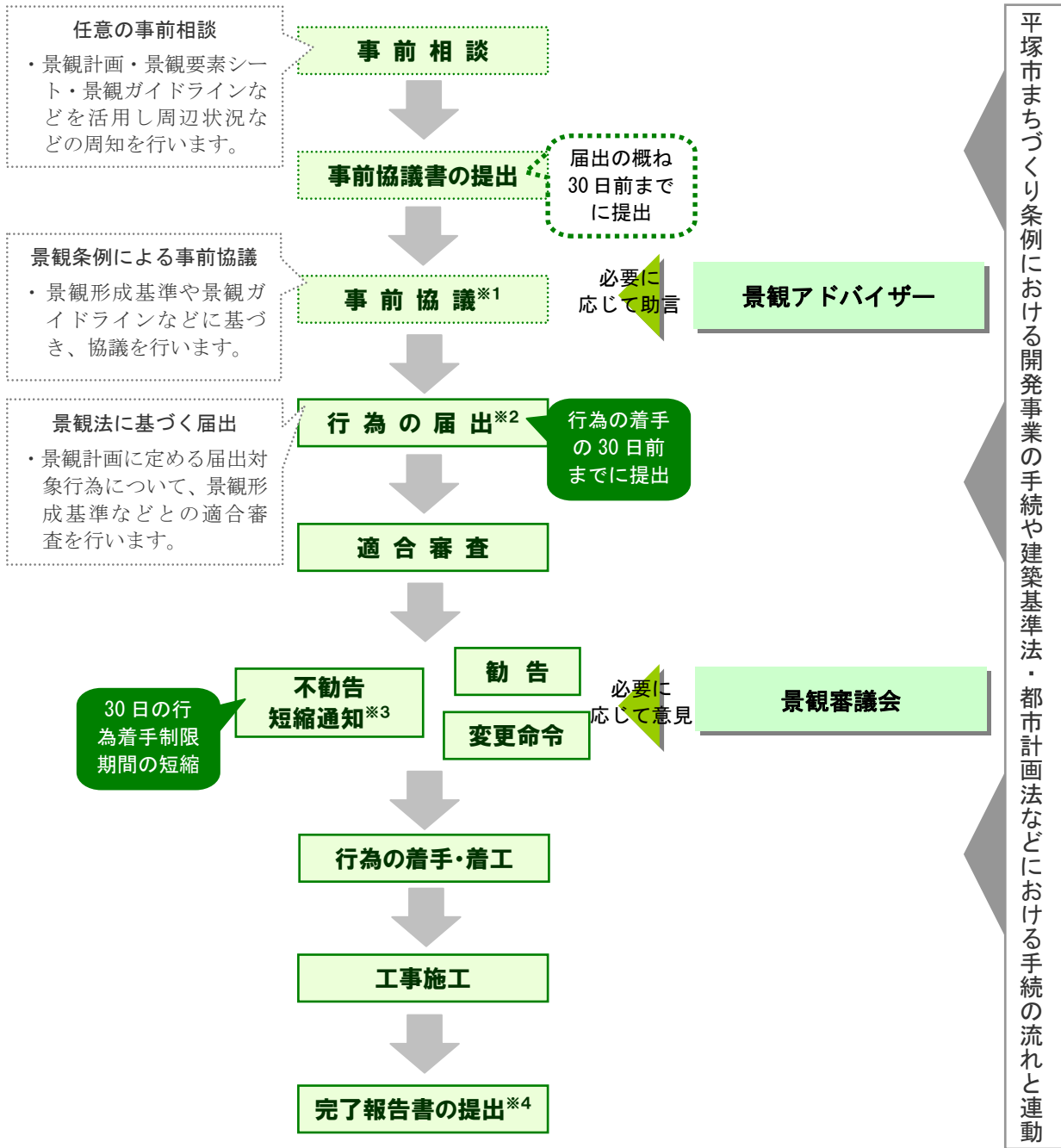
自然系	丘陵地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の連続性を確保するため敷地の緑化を図るとともに、周辺の山並みとの調和に配慮し、稜線を遮ることのないよう配慮した高さやデザインに努めること。</li> <li>河川の緑の景観と連担した、敷地の緑化を図るとともに、周辺景観との調和に配慮した高さやデザインに努めること。</li> <li>松林や海岸風致の景観と連担した、海岸周辺の緑地を保全するとともに、周辺景観との調和に配慮した高さやデザインに努めること。</li> </ul>
	田園景観	
	河川景観	
	海岸景観	
都市系	住宅地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の緑化に努めること。</li> <li>街路樹や地域の緑と調和した樹種などの植栽による緑化に努めること。</li> <li>沿道の緑化に配慮し、街路樹や地域の緑と調和した樹種などの植栽による緑化に努めること。</li> <li>まちかどの広場の創出に努め、シンボルツリーなどの植栽による緑化に努めること。</li> <li>地域の個性をいかしたにぎわいと統一感のあるデザインに努めること。</li> <li>開放感と統一感のある施設配置に努め、街路樹や地域の緑と調和した樹種などの植栽による緑化に努めること。</li> <li>地域の顔として周辺景観を先導するデザインに努めること。</li> </ul>
	工業地景観	
	商業地景観	
	公共施設景観	

### ② 届出の対象

- 高さが10m以上又は延べ面積500㎡以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 高さが10m以上の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 3,000㎡以上の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為



● 届出の手続 ●



○平塚市景観条例では、「事前協議」、「届出台帳の公表」、「行為着手の制限期間の短縮」、「完了報告書の提出」などの諸手続を定めます。

- ※1 事前協議  
建築行為などについて、より良好な景観形成を誘導するため、行為の届出前に事前協議が必要なことを定めています。
- ※2 届出台帳の公表  
勧告・不勧告にかかわらず、手続の透明性を確保するため、建築行為などの届出に関する台帳を作成し、公表することを定めています。
- ※3 行為着手の制限期間の短縮  
届出があった場合において、勧告する必要がないと市長が認めるときは、直ちに、当該届出をした者に、景観法で規定される30日の行為着手の制限期間を短縮する旨を通知し、事業者の手続の軽減を図ります。
- ※4 完了報告書の提出  
建築行為などについて、行為完了時に、完了報告書の提出を定めています。



# 4

## 景観上重要な建造物の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

景観上重要な建造物（景観重要建造物）を保全し、良好な景観づくりにいかしていくために、法第8条第2項第4号に基づく景観重要建造物の指定の方針を下表のとおり定めます。

指定の方針
外観が景観上の特徴を有し、道路その他公共の場所から容易に見ることのできる建築物のうち、以下のいずれかに該当するもの
ア 地域の歴史及び文化的景観資源となる建造物
イ 周辺地域の良好な景観を特徴づけ、市民に親しまれている建造物

【参考】旧横浜ゴム平塚製造所記念館



# 5

## 景観上重要な樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

景観上重要な樹木（景観重要樹木）を保全し、良好な景観づくりにいかしていくために、法第8条第2項第4号に基づく景観重要樹木の指定の方針を下表のとおり定めます。

指定の方針
健全でかつ樹容が美観上特に優れており、道路その他公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するもの
ア 地域のシンボリック的存在となっている樹木
イ 周辺地域の良好な景観を特徴づけ、市民に親しまれている樹木

【参考】保全樹



# 6

## その他の事項（景観法第8条第2項第5号関係）

### ① 景観上重要な公共施設の整備等に関する事項

相模川を始めとする河川、海岸、道路、公園など、本市の景観を特徴づける公共施設については、今後、管理者などとの協議により、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準づくりをめざします。



### ② 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出などの効果がある一方で、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなります。そこで、周囲から突出した形態や色彩を避けたり、設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約したりするなど、別途定めるガイドラインや景観要素シートを活用し、質の高い屋外広告物の表示などを適切に誘導します。

なお、屋外広告物にかかわる行為の制限については、当面は神奈川県屋外広告物条例に基づき実施しますが、今後、本市独自の屋外広告物条例を制定することを検討します。

市内の各地域は、四季折々の多彩な魅力と個性のある景観に恵まれています。こうした身近な景観の良さを日々の暮らしの中で大切にはぐくんでいくために、「市全域で進める景観づくり」とともに、地域の特性をいかした独自の取組みによる「地域で進める景観づくり」を進めます。

### 景観重点区域の景観づくり

湘南ひらつか都市景観づくり要綱に基づき指定してきた「まちなみ景観形成モデル地区」の3地区について、景観づくりを重点的に進める区域（以下、景観重点区域）として改めて位置づけ、これまでの取組みを継承します。

景観重点区域では、市全域を対象とした景観づくりの基本方針に加えて、地域の特性に応じた景観づくりの基本方針を定め、景観法及び景観条例に基づく届出制度による景観づくりを進めます。

景観重点区域では、地域住民に対する景観づくりの普及啓発を進め、住民と行政が協力して景観づくりを進めながら、地域独自の法定景観計画の策定や景観協定の締結など、地域にふさわしい景観づくりの方法を検討します。

#### ① 景観重点区域の範囲

- ・ 10ページに示すとおりとします。

#### ② 届出の対象

- ・ 景観重点区域では、景観法及び景観条例に基づき、以下の行為を届出の対象として定めます。
- ・ 各景観重点区域における景観づくりの基本方針のもと、区域ごとに別途定めるガイドラインや景観要素シートにより協議を行います。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
4. その他良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為

#### ③ 景観づくりの基本方針



○都市の顔となるシンボル軸の形成と、公共施設におけるシンボル性の創出を図るとともに、緑豊かなまちなみの形成をめざします。

都市のシンボル軸



歴史軸

○旧東海道にまつわる歴史の発掘と高麗山への眺望をいかしながら、平塚宿のにぎわいを再生したまちなみの形成をめざします。



海へのシンボル軸

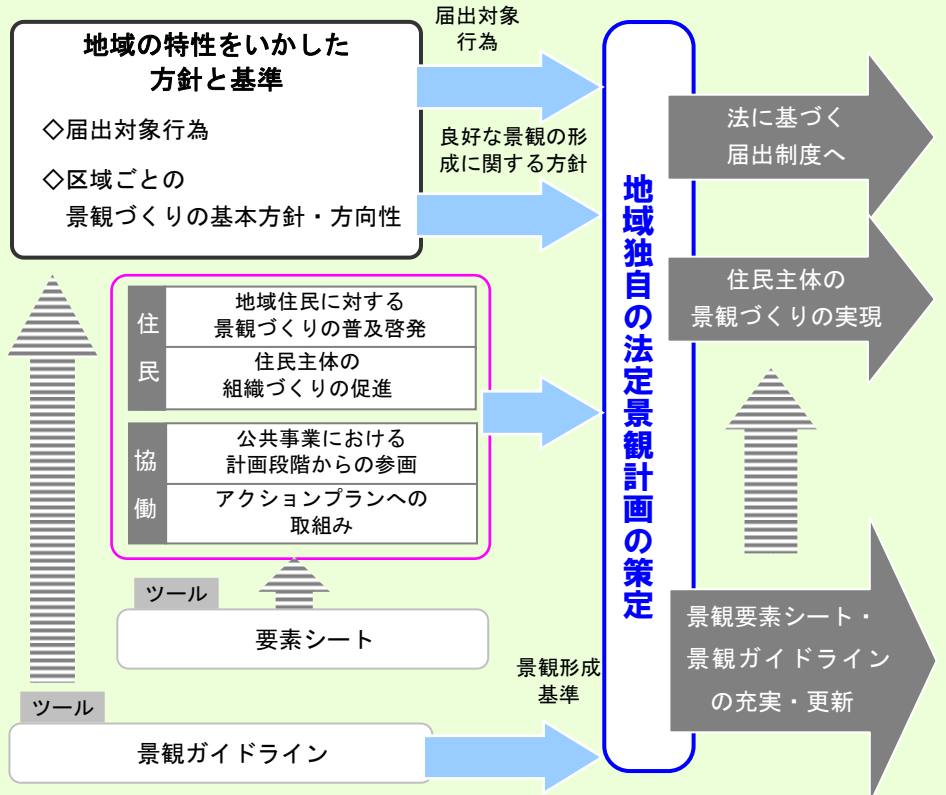
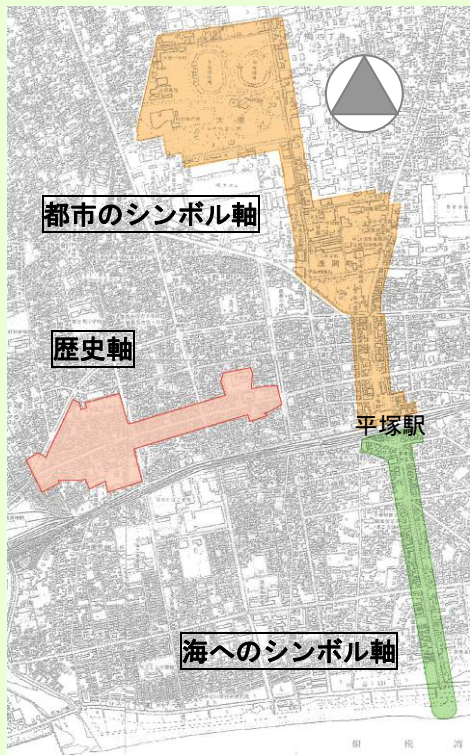
○海を感じるシンボル軸の形成と、松並木と調和するまちなみの形成をめざします。

#### ④ 景観づくりの進め方

景観重点区域の景観づくり

条例に基づく届出制度

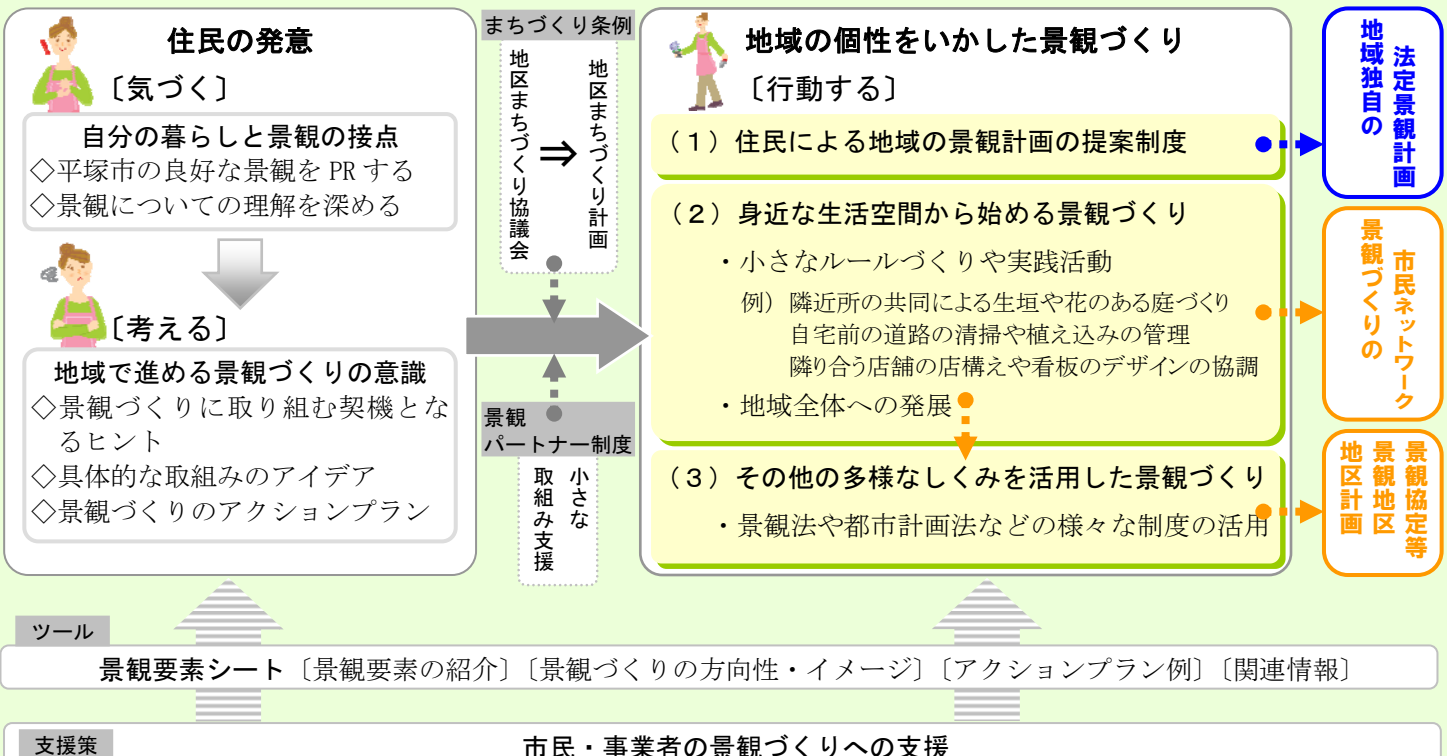
地域にふさわしい景観づくり



## 2

### 地域の個性をいかした多様なしくみの活用による景観づくり

景観重点区域以外においても、景観法や都市計画法、さらにまちづくり条例などに基づく様々なしくみを活用し、住民発意による地域の個性をいかした景観づくりを促進します。





景観類型を特徴づけている景観要素は、景観づくりを進める際の最も身近なよりどころです。景観要素にかかわる課題を解決する取組みや、景観要素の良さを磨く取組みの一つひとつが、まさに景観づくりの第一歩となります。さらに、そうした個々の取組みを積み重ねていくことで、景観類型が輝き、やがて豊かで深みのある市全体の景観が創造されます。そこで、景観要素の良さや課題などを把握する道具として「景観要素シート」を作成しました。これは、70の景観要素に関わる景観づくりの方向性や景観づくりのアイデア・ヒント、関連情報などをわかりやすく整理したものです。景観要素シートを景観づくりの様々な場面で活用していくことで、景観要素から進める景観づくりを進めます。

「景観要素シート」～景観要素から進める景観づくりのツール～

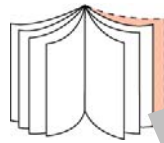
景観要素シートの活用方法



- ① 市民や事業者が景観づくりの取組みを進める際のよりどころとしての活用
  - ・景観づくりに取り組む契機となるようなヒント、具体的な取組みのアイデアなどを知る道具として活用
- ② 届出・指導にあたっての参考資料としての活用
  - ・建築物等の計画や設計に際して、対象地域における景観づくりの方向性やイメージを把握するための参考資料
  - ・景観ガイドラインと併用し、適切な指導や助言を行うための説明資料として活用
- ③ 市の景観への理解を深めるパンフレットとしての活用
  - ・本市の良好な景観をPRする資料として、また市内観光やまち歩きガイドブックとして、あるいは景観学習の際の教材として活用

70の景観要素シートに情報集約

- 〔景観要素の紹介〕
- 〔景観づくりの方向性・イメージ〕
- 〔アクションプラン例〕
- 〔関連情報〕



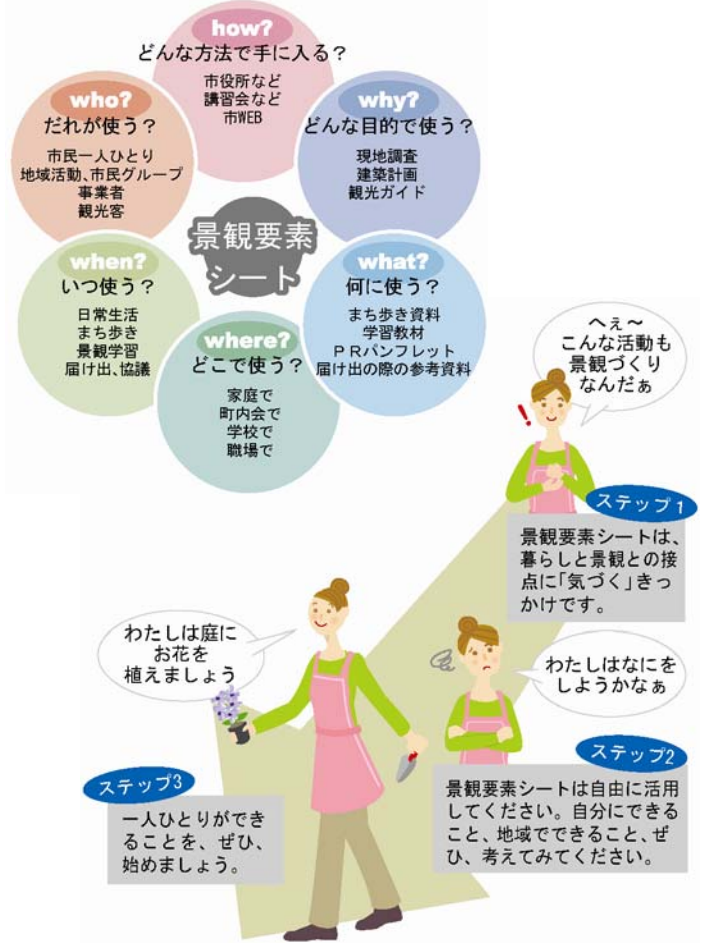
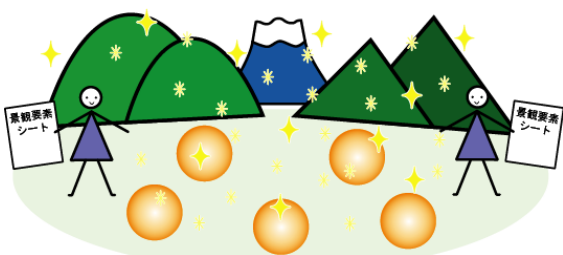
誰でも景観づくりを始めることが可能

取組み状況などを反映しながら更新

景観要素シートを活用し、以下を実践

- ◇景観要素の良さを磨く取組み
- ◇個々の景観要素にかかわる課題を解決する取組み

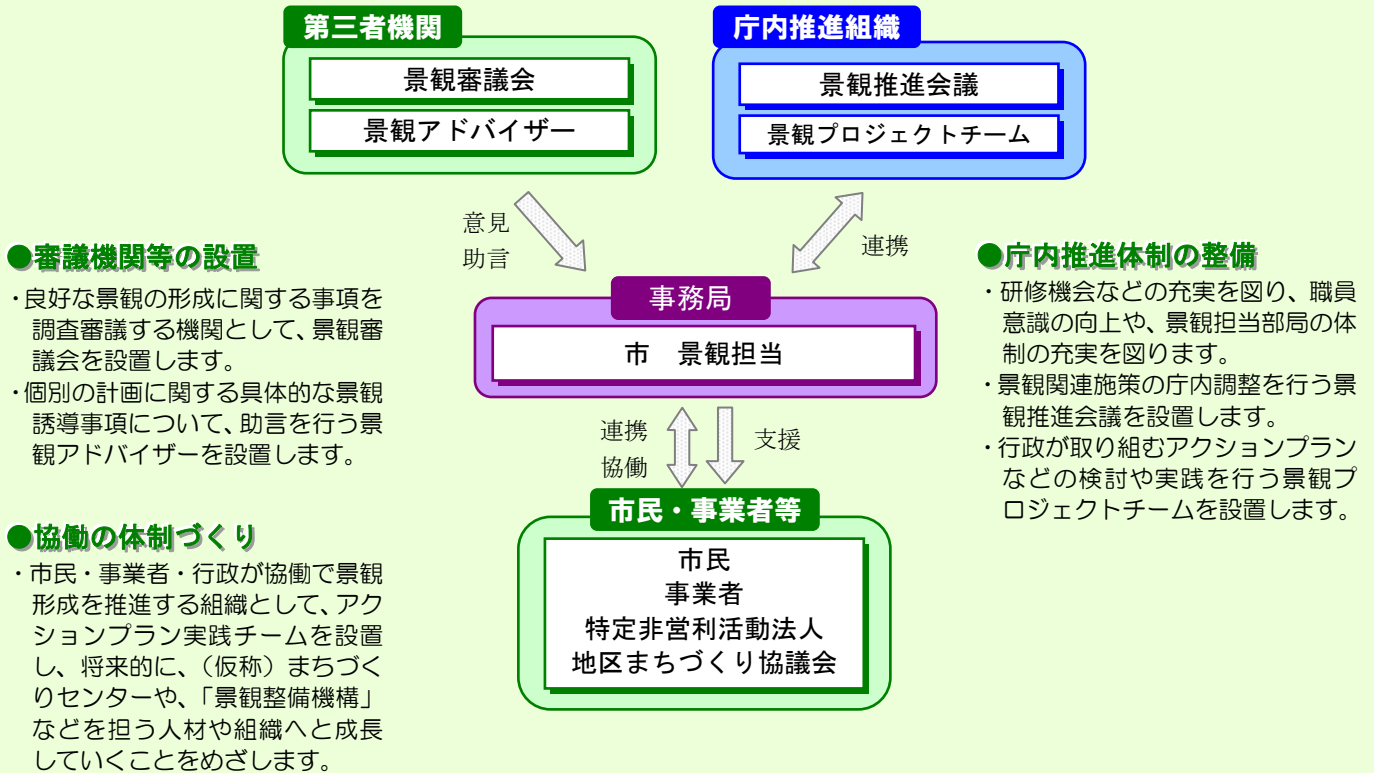
地域のひとつひとつの景観要素が磨かれ、豊かで深みのある平塚らしい景観へ



平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観法のしくみを活用しながら、「市全域で進める景観づくり」、「地域で進める景観づくり」、「景観要素から進める景観づくり」を重層的に推進します。  
そのため、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備し、景観づくりの取組みの進展に応じて、計画の一層の充実を図るとともに、さらなる景観づくりへとつなげます。

## 推進体制の整備

景観づくりの取組みを推進するため、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備します。



## 2 景観づくりの推進

### ① 景観づくりアクションプランの推進

- 本市の魅力づくりやイメージアップにつながる景観づくりアクションプランを実践することで、景観づくりを推進します。  
例えば、景観重点区域における社会実験的なイベントの実施や、景観の形成に寄与する建築物や地域活動などを表彰し広く紹介します。

### ② 市民・事業者の景観づくりへの支援

- リーフレットの作成や情報の提供、勉強会の開催など、これまでの取組みを継承した多面的な支援を進めます。
- 景観づくりに取り組む市民・事業者のネットワークづくりを促進します。
- 地域の景観形成の担い手となる住民の組織づくりを働きかけ、専門家の派遣などの支援を行い、市民主体の持続的な景観づくりを促進します。

### ③ 公共事業等による先導的な景観づくりの推進

- 本市を始め、国や県、公共的性格を持つ団体などが実施する事業については、計画段階から事業主体との協議を開始し、先導的な景観づくりを誘導します。
- 地域の景観の要となる建築物や工作物、樹木は、地域の景観づくりのよりどころとして、景観法の制度などを活用しながら、保全・活用を進めます。

# 平塚市景観条例

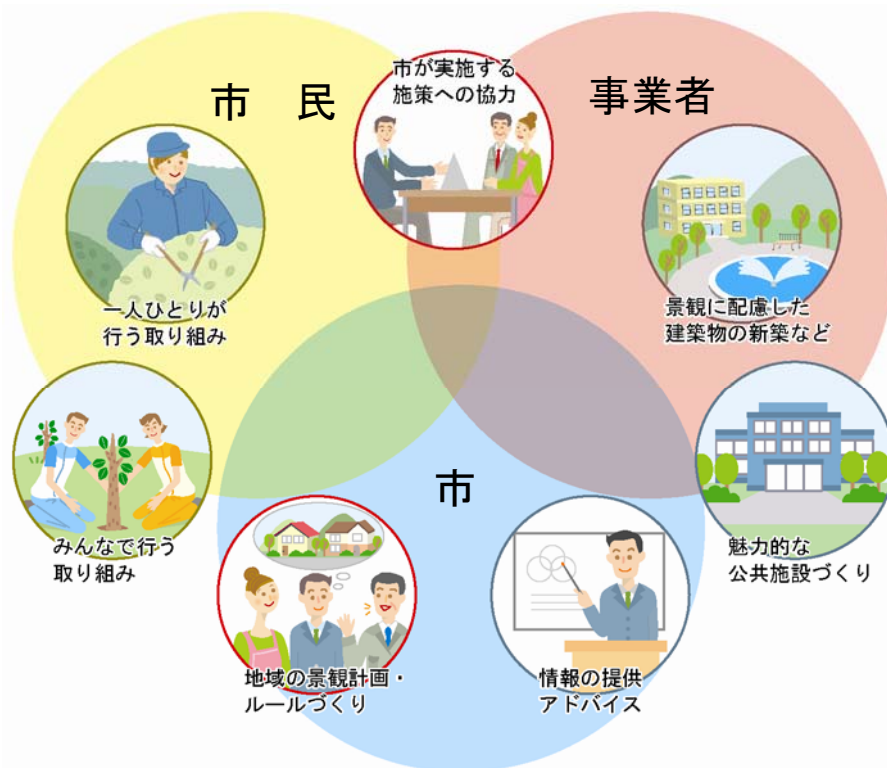
景観法の規定に基づく手続等について必要な事項その他良好な景観の形成について必要な事項を定めることにより、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的としています。

## ● みんなで進める景観づくり～一人ひとりが主役です～

景観は、現在そして将来にわたる市民共有の財産です。

大切な財産を次代に引き継いでいくため、市民・事業者・市がそれぞれ責任を持ちながら役割を担っていくとともに、連携し協力しながら景観づくりに取り組む必要があります。

### 景観づくりの取組み



### 市の責務・市民の責務・事業者の責務

#### ●市の責務

- ・良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、及びこれを計画的に実施しなければなりません。
- ・前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。
- ・自ら建築行為等及び公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たすよう努めなければなりません。
- ・良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

#### ●市民の責務

- ・市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければなりません。
- ・市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。

#### ●事業者の責務

- ・事業者は、自らの事業活動が良好な景観を形成する役割を担うものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければなりません。
- ・事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。



# ● 平塚市景観条例の概要

## 第1章 総則

### 目的（第1条）

法の規定に基づく手続き等について必要な事項や、その他市の良好な景観の形成について必要な事項を定め、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的とします。

### 定義（第2条）

各用語の意義を定めています。

### 責務（第3～5条）

市、市民、事業者が果たすべき責務を定めています。

## 第2章 景観形成

### 第1節 景観計画（第6条～第8条）

- 景観計画の策定（第6条）  
景観計画を定める手続きに関する事項を定めています。
- 景観計画への適合（第7条）  
建築行為等を行う者は、当該建築行為等を景観計画に適合するよう努めることを定めています。
- 景観ガイドラインの策定等（第8条）  
景観計画を推進するための指針を景観ガイドラインとして策定し、それを尊重することを定めています。

### 第2節 行為の届出等（第9条～第14条）

- 条例で定める図書（第9条）  
景観法施行規則に規定する条例で定める図書について定めています。
- 届出及び勧告等の適用除外（第10条）  
法で規定している届出対象行為について、小規模な行為を適用除外にすることを定めています。
- 特定届出対象行為（第11条）  
設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる行為は、届出を要するものとします。
- 行為着手の制限期間短縮の通知（第12条）  
届出があった場合において、勧告する必要がないと市長が認めるときは、直ちに、当該届出をした者に30日の行為着手の制限期間を短縮する旨の通知をすることを定めています。
- 行為完了の報告（第13条）  
届出をした者は、行為完了時に完了報告を行うことを定めています。
- 届出台帳の公表（第14条）  
建築行為等の届出に関する手続きの透明性を確保するため、届出に関する台帳を作成し、公表することを定めています。

### 第3節 景観重点区域（第15条～第18条）

現行の要綱に基づく「景観形成モデル地区」の取組みを継承した「景観重点区域」を指定し、景観づくり基本方針や景観形成基準、届出等について定めています。

### 第4節 事前協議等（第19条・第20条）

- 事前協議（第19条）  
国、地方公共団体が行う行為について、先導的な景観の形成を促進するため、事前協議を行うことを定めています。
- 事前協議（第20条）  
民間事業者が行う建築行為等について、より良好な景観形成を誘導するため、事前協議を行うことを定めています。

## 第3章 景観づくりの推進

### 第1節 景観計画の策定又は変更の提案に関する手続等（第21条～第24条）

- 景観計画の提案面積の最低規模（第21条）  
景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模について、まちづくり条例における都市計画提案面積と整合を図り、景観計画提案面積を0.3ヘクタール以上とすることを定めています。
- 景観計画の提案団体の指定（第22条）  
景観計画の提案ができる団体として、地権者やNPO法人など法に定める提案団体のほか、まちづくり条例における地区まちづくり協議会として認定された団体を含めることを定めています。
- 景観計画提案に関する事前協議（第23条）  
景観計画を提案する際に事前に協議を行うことと、市の支援が受けられるしくみを定めています。
- 景観計画提案に関する手続（第24条）  
景観計画の提案に際して、透明で公正な審議が行われるよう、平塚市景観審議会の意見を聴くことができることを定めています。

### 第2節 景観資源等（第25条～第28条）

法の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、平塚市景観審議会の意見を聴くことなどの手続きや、指定後の管理の方法の基準を定めています。

### 第3節 景観審議会等（第29条・第30条）

- 景観審議会（第29条）  
良好な景観の形成に関する事項を調査審議する機関として、景観に関し学識経験を有する者で組織する景観審議会を置くことを定めています。
- 景観アドバイザー（第30条）  
個別の計画に関する具体的な景観誘導事項などについて、専門的な見地から市へ助言を行う専門家を景観アドバイザーとして委嘱することを定めています。

## 第4章 雑則（第31条～第33条）

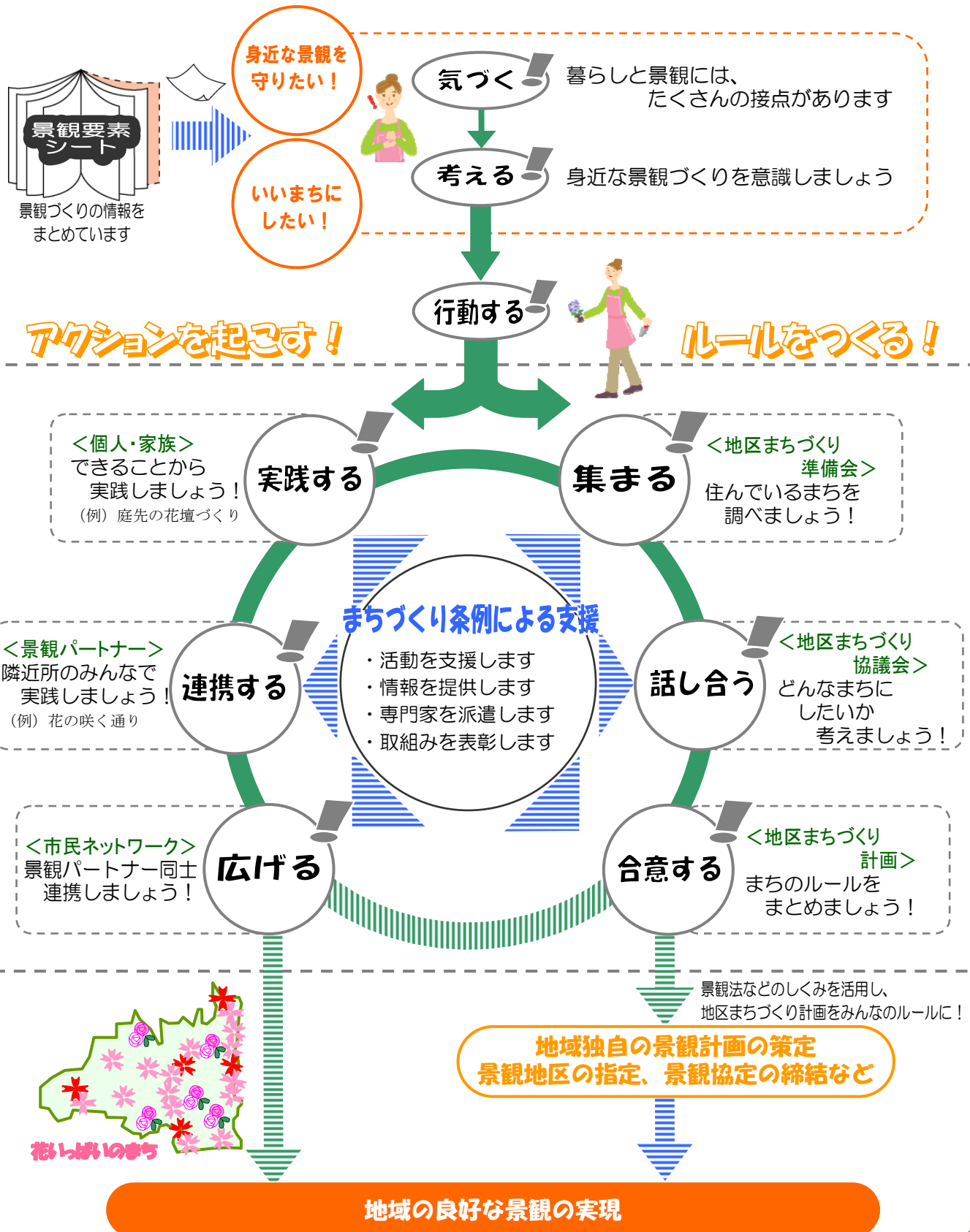
- 法に基づく処分等に係る手続（第31条）  
法に基づく処分等を行う場合に、必要であると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができることを定めています。
- 公表（第32条）  
市長は、勧告等に従わない者などを公表することができることを定めています。
- 委任（第33条）  
条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することを定めています。



# 景観づくりを始めましょう!



## ●景観づくりの流れ●



問い合わせ先：平塚市まちづくり政策課

〒254-8686 平塚市浅間町 9-1  
電話 0463-21-8781 F A X 0463-23-9467